

# 特殊車両取り締まり

～ 道路の安全を守るために ～

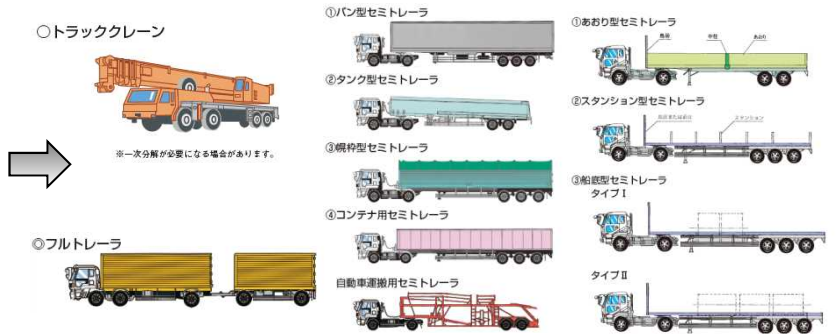


7/21(火) 西川町水沢の国道112号で、寒河江警察署の協力のもと特殊車両の取り締まりを行いました。私たちが日常的に使用している道路は、一定の寸法や重量の車両が通行することを想定して作られており、それを超過する車両は道路法では原則通行が禁止されています。

国土交通省では、道路構造の保全と交通の危険防止のため、定期的に指導・取り締まりを実施しています。

## 特殊車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅・長さ・高さ・および総重量のいずれかの**一般的制限値**を超えたり、橋・高架の道路・トンネルなどで総重量・高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには「特殊車両通行許可」が必要になります。



## 一般的制限値

道路は一定の構造基準により作られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。

		一般的制限値 (最高限度)
寸法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m (高さ指定道路は 4.1 m)
	最小回転半径	12.0 m
重量	総重量	20.0t (高速自動車国道または重さ指定道路は 25.0 t)
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t: 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m未満
		19.0t: 隣り合う車軸の軸距が 1.3 m以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下
	20.0t: 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m以上	
輪荷重	5.0 t	

## 取り締まりのようす



マットスケールに車体を乗せ  
総重量を測定



車体の高さ・幅・長さを測定し、通行許可証を確認  
許可内容と車両・通行経路に違いが無いか細かく調べます



特殊車両で通行する場合は『特殊車両通行許可』をとり、安全に通行しましょう。

国道112号、月山道路に関するご意見・ご質問など、お気軽にご連絡ください!

～明日をひらく 人とともに 地域とともに～



国土交通省  
山形河川国道事務所 寒河江国道維持出張所  
(住所) 〒991-0003 寒河江市大字西根字下川原58-1  
(TEL) 0237-84-3191 (FAX) 0237-84-3687

【寒河江国道維持出張所ホームページ】

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchu/sagaeiji/>

国土交通省 山形県内情報サイト  
(幹線国道ライブカメラなど)

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/yamagata/>



道路の異状を発見したら #から始まるこの番号へ  
道路緊急ダイヤル #9910  
全国共通24時間受付無料